

2020年12月9日  
東京MOU事務局

### 第31回PSC委員会（書面審議）審議結果について

東京MOUでは、毎年1回、加盟当局の責任者を一堂に会しMOUに定められた活動を進めていくために必要な事項を審議するPSC委員会を開催しています。今年のPSC委員会については、昨年10月にマーシャル諸島にて開催された第30回PSC委員会において12月に韓国で開催することが決定されていました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う各国の渡航制限等により同会合の開催が不可能となったため、本年8月、同会合を書面審議とオンライン会議を併用して開催することについて加盟当局の合意が得られ、第一段階である書面審議を先月中旬から昨日にかけて、インドネシアを除く全加盟当局参加の下、実施しました。

書面審議においては、

- ① 2019年度決算、2021年度予算案の承認のほか、
- ② 本年3月末川井啓裕の退職により空席となっていた Deputy Secretary（事務局次長）に事務局で25年以上に亘り Technical Officer を務めてきた Ning Zheng（寧正）を充てること認められ（エンドース）されました。

また、

- ③ 新型コロナウイルス感染症の拡大により深刻な影響を受けているPSC検査（別紙参照）や技術協力事業について、同感染症拡大の状況下におけるあり方について早急に検討するための特別な会期間会合を設置することに合意し、早急に方向性を纏め来年開催されるオンライン会議に中間的な検討結果を報告することとされました。

なお、第31回PSC委員会（オンライン会議）は、2021年1月第4週に開催の予定です。

以上

**お問合せ先**

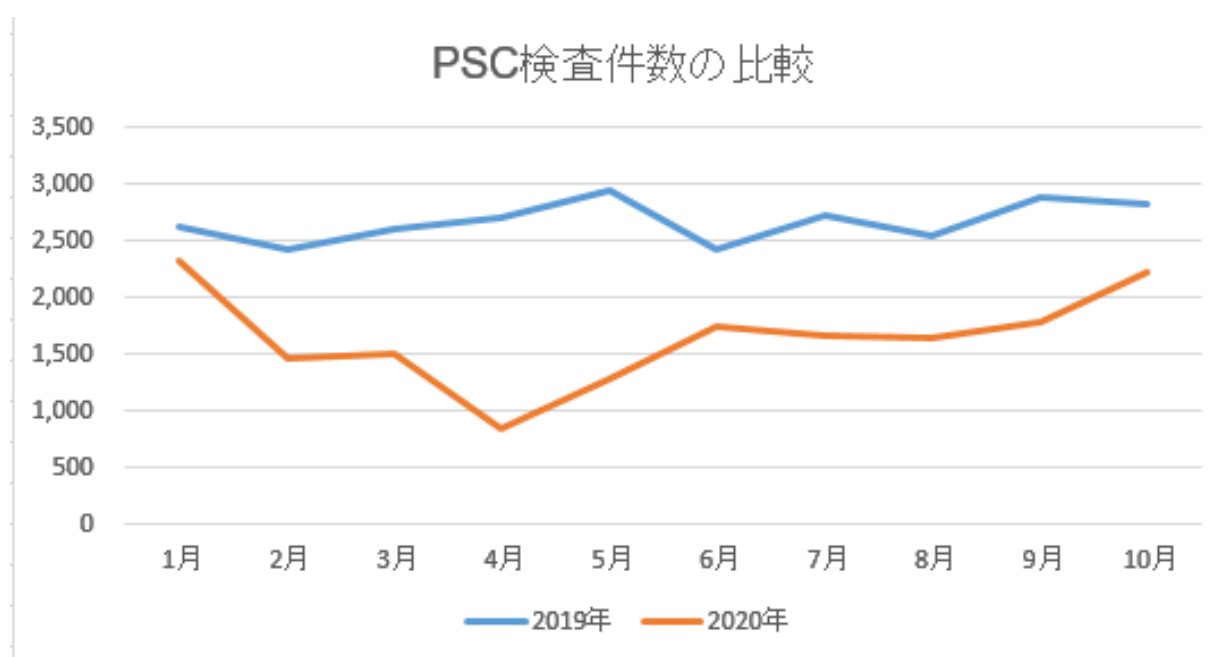
（公財）東京エムオウユウ事務局

03-3433-0621

担当：久保田・寧（ニン）

## PSC検査件数比較(2019年・2020年)

	A	B	減少率(%)
	2019年	2020年	$(B/A-1)*100$
1月	2,629	2,317	▲ 11.9
2月	2,421	1,465	▲ 39.5
3月	2,604	1,508	▲ 42.1
4月	2,709	835	▲ 69.2
5月	2,954	1,294	▲ 56.2
6月	2,417	1,744	▲ 27.8
7月	2,731	1,673	▲ 38.7
8月	2,544	1,645	▲ 35.3
9月	2,896	1,779	▲ 38.6
10月	2,833	2,227	▲ 21.4
計	26,738	16,487	▲ 38.3



## **Editor's note**

東京MOU：ポート・ステート・コントロールに関するアジア太平洋地域協力協定（Memorandum of Understanding on Port State Control in the Asia-Pacific Region）の略で、P S Cを効果的に実施するため、検査方法の統一、検査情報の共有等を図るための地域協定。2020年12月現在、以下の21の当局がメンバーとなっている。また、メキシコ及びパナマが準メンバーとなっているほか、下記の6の当局及び9のI G Oがオブザーバーとなっている。事務局は東京、データセンター（APCIS）はモスクワに所在。

メンバー：オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港（中国）、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ、ベトナム

オブザーバー：北朝鮮、マカオ（中国）、サモア、ソロモン諸島、トンガ、USCG、IMO、ILO、パリ MoU、インド洋 MOU、黒海 MOU、Viña del Mar Agreement、リヤド MOU、カリブ海 MOU、アブジャ MOU

**ポート・ステート・コントロール（PSC）**：海上人命条約、海洋汚染防止条約等で認められている寄港国の権利として実施する外国船舶への立入検査のこと。安全、保安、海洋環境保護、船員の作業・居住条件に関する条約の規定に適合しているかを確認し、著しい欠陥が認められた場合には、航行停止処分（detention）を行うことができる。条約の義務を十分に果たしていない旗国や船舶所有者に対し、条約への適合を促す効果が期待されている。

### **東京MOUが実施している研修訓練事業：**

日本財団のご支援を得て以下の事業を実施しているが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により、中止又は延期となっている。

**一般研修**：初任や暫く業務から離れていた P S C 検査官を対象にした全般的な研修で、日本政府（国土交通省海事局）の全面的なご協力により、毎年日本で実施している。座学（2週間）と訪船実習（2週間）で構成され、P S C の基礎を習得させることを目的としている。域内途上国を中心に毎年十数名が参加するほか、IMO の資金援助により他の P S C 組織（パリ MoU を除く。）からも参加している。

**専門家派遣研修**：経験豊富な P S C 検査官を加盟当局に派遣し、現地で座学・訪船実習等の研修を実施する事業。

**P S C 検査官交流研修**：P S C 検査官を他の加盟当局の検査に実際に参加させ、自国の実施方法等との相違等について意見交換をさせることにより、P S C 検査方法の統一を図ることを目的とした研修。

**セミナー**：新たに導入された条約等の要件や集中検査キャンペーンのテーマ等最新の P S C に関する知識を習得させるための研修で年 1 回実施している。

**専門研修**：特定のテーマについて専門知識を習得させるための研修で 2 年に 1 回実施している。